

生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

生活福祉資金一覧表 (令和6年3月末時点)

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利率	
総合支援資金(注)	生活支援費	・失業世帯等の生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間:原則3月 最長12月以内(延長3回)	最終送金 月末日から 6月以内	据置期間 経過後 10年以内	連帯保証人 あり 無利子	
	住居費	・失業世帯等の敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付日 (生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終送金月末日)から6月以内			連帯保証人 なし 年利 1.5%
	一時生活再建費	・失業世帯等の生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内				
福祉資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 等 	資金の用途に応じて 上限額が異なる	貸付日 (分割による交付の場合には最終送金月末日)から6月以内	資金の用途 に応じて 償還期限が 異なる	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年利 1.5%	
	緊急小口資金(注)	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付日 から2月以内	据置期間 経過後 1年以内	無利子	
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6万円以内 (短大)月6万円以内 (大学)月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各限度額の1.5倍まで貸付可能	卒業後 6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				

(注) 総合支援資金および緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

※貸付にあたっては、各都道府県社協によって定められている審査基準により審査・決定されます。

お問い合わせ先 市町村社会福祉協議会